

# ひかくほう

News  
Letter

第57号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## 日独刑事法・生命倫理シンポジウム

“Menschenwürde und Selbstbestimmung  
in der medizinischen Versorgung am Lebensende”

# 「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する 総合的研究」開催について

日時：2019年10月5日(土) 10:30~17:20

10月6日(日) 10:00~17:25

会場：中央大学駿河台記念館2階

講演言語：日本語・ドイツ語（同時通訳あり） 参加無料

高齢化が進む現代社会において、人々が自らの死にどのように向き合っていくのか、終末期医療はどのようにあるべきか、そして、法制度はどのようにあるべきかといった問題は、いまや世界各国における共通にして喫緊の課題です。我が国では、医療現場の実務に対応すべき法理論の構築が進んでおらず、法的な制度が十分に整っていないという現状があります。これに対し、ドイツでは、事前指示書の法制化や尊厳死の許容など、法的な制度化が進んでいます。同時に、ドイツ語圏諸国では、臨死介助協会の援助を受けた自殺も増加しており、この問題に対処するため、ドイツでは「業としての自殺援助」という新しい犯罪類型が制定されるに至っており、大いに議論されています。

このような状況を踏まえて、このたび、日本比較法研究所では、終末期医療と安楽死・尊厳死の問題について比較法的な検討を行うべく、日独両国から「生命倫理と法」に関する第一線の研究者をお招きしてシンポジウムを開催致します。このシンポジウムは、当研究所の共同研究「生命倫理と法」における研究活動や、海外から招へいたした研究者の講演会をはじめ、中央大学学術シンポジウムのプロジェクト企画として2016年11月に開催した「日独生命倫理比較法シンポジウム」を通じて深めてきた国内外の研究成果の集大成ともいうべきものです。今回ご報告やコメントをご担当いただきます方々には、これまでの研究活動にご参加いただき、議論を深めてきた研究者が多くおいでになります。

シンポジウムでは、現代における人の死の有り様と終末期医療をめぐる総合的な問題についてその解決の糸口を探るべく、2日間にわたり、6つのテーマについて、日独両国の専門研究者による比較法的観点からの検討をもとに、会場の参加者の皆様とご一緒に考え、議論を深めたいと存じます。

次ページ以降で、各セッションの概要を紹介します。

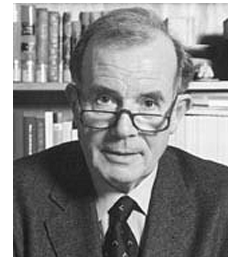
シンポジウムの詳細、タイムスケジュール、参加申し込みの受付などについては、日本比較法研究所のウェブサイトをご覧ください。

[https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative\\_law/event/2019/06/44067/](https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/event/2019/06/44067/)

## セッション1：終末期医療における人間の尊厳

報告： ルトガー・ホネフェルダー (ボン大学・名誉教授)・高橋 直哉 (中央大学・教授)  
コメント：古田 裕清 (中央大学・教授)  
司会： エリック・ヒルゲンドルフ (ヴェルツブルク大学・教授)

このセッションでは、終末期医療に関して、「人間の尊厳」がどのような文脈で語られ、どのような役割を担っているのかを分析しながら、この概念が終末期医療に関連する諸問題の解決にどの程度寄与し得るものかを検討します。この概念が曖昧で多義的であることは以前から指摘されていますが、少なくとも具体的な法的ルールを支える規範的な根拠となり得るためには、一定の明確さと実質的な内容を示すことが求められると考えています。「人間の尊厳」という概念がもつ「重々しい響き」(ショーペンハウアー)は、人を思考停止にさせる麻酔のような作用をもっています。その悪魔的魅力から抜け出し、生産的な議論を展開することの可能性を問います。



ホネフェルダー  
名誉教授

## セッション2：治療中止とその正当化要件



ヒルゲンドルフ教授

報告： エリック・ヒルゲンドルフ (ヴェルツブルク大学・教授)  
井田 良 (中央大学・教授)  
コメント：天田 悠 (香川大学・准教授)  
司会： ヘニング・ロゼナウ (ハレ大学・教授)

法律上許容される治療中止とはどのような行為か。現在のわが国では、川崎協同病院事件を契機として、治療中止の法的正当化をめぐる問題が盛んに議論されています。この点について、治療中止の問題には、従来、「患者の自己決定権」と「医師の治療義務」という2つのアプローチがあるとされています。もっとも、これらのアプローチから、正当化される治療中止の要件を具体的にどのように導くか、また、解釈論としてこの作業に取り組むのか、それとも立法に委ねるべきかをめぐっては、意見の一致をみているとは言えません。このセッションでは、法的に正当化される治療中止の概念をめぐって、今後日本とドイツが進むべき議論の方向性を探ります。

## セッション3：積極的臨死介助

報告： ヘニング・ロゼナウ (ハレ大学・教授)・佐伯 仁志 (東京大学・教授)  
コメント：畝本 恭子 (日本医科大学多摩永山病院救命救急センター・センター長)  
司会： ブリギッテ・ターク (チューリヒ大学・教授)

ドイツ、スイス同様、日本でも積極的安楽死は事実上許容されてはならず、これまでの刑事裁判ではすべて有罪の判断が下されています。その一方、今日では、各国ともに、緩和医療の進展によって積極的安楽死か否かを問うべき事例は格段に少なくなり、むしろ、議論は積極的安楽死と消極的安楽死との中間にある自殺助成に移っているといえます。しかし、安楽死概念は相対性を有しており、積極的安楽死と緩和医療との境は不分明であるとの意見があるのも事実です。このような状況のもと、積極的安楽死を認める可能性は存するのか、存するならばどのような要件のもとでなのか、法律の制定により解決すべきか、それともガイドラインに委ねるべきかが検討されなければならないと考えます。



ロゼナウ教授

## セッション4：患者の指示書 (リビングウィル) と自己決定権

報告： 甲斐 克則 (早稲田大学・教授)  
カーステン・ゲーデ (ブツェリウス・ロースクール・教授)  
コメント：メラニー・シュトイヤー (ゲッティンゲン大学・助手)  
司会： 石山 文彦 (中央大学・教授)

第4セッションでは「患者の指示書 (リビングウィル) と自己決定権」が主題と



ゲーデ教授

なります。ドイツでは事前指示書が既に法制化されており、これを巡るBGH（ドイツ連邦通常裁判所）の重要な判例が相次いでいます。日本でも、自主的な事前指示書の作成は徐々に広まっていますが、未だ法制化には至っていません。そこで本セッションでは、ドイツにおける事前指示書運用の現状と問題点を確認すると共に、今後日本においても事前指示書が制度化された場合、それに伴ってどのような問題が生じるかを検討していきます。今回の報告を基礎として、日本の立法論のみならず、ドイツの今後の事前指示書制度にとっても有益となる議論の展開が期待されるところです。



シュトイヤー助手

## セッション5：終末期医療における諸問題

- 報告： 高山 佳奈子（京都大学・教授）  
 グンナー・デュトゲ（ゲッティンゲン大学・教授）  
 コメント： 富川 雅満（九州大学・准教授）  
 司会： 鈴木 彰雄（中央大学・教授）



デュトゲ教授

終末期医療における決定のプロセスにおいて、医師と患者（またはその代理人）とは同等の立場にあるのであり、同等の権限が付与されているとされています。したがって、終末期医療における個々の判断においては、患者の意思と同じ重さをもつところの、医師の専門的判断・評価の内容が問題となります。もっとも、医師の行う医学的適応の判断は、自然科学的な結論ではなく、個々の事例に則した固有の評価行為なのであり、経済的合理性や、リソースの有限性、「QOL (Quality of Life)」評価の不明確さなどが相まって判断されるものであり、そのような条件のもとにおいて、医師の専門的判断・評価の不安定さを完全に払拭することは難しいとも考えられます。このセッションでは、医学的適応の判断に、どのような要素が介入するのか、しうるのか、医師の判断はどのように法的に評価されるのかを比較法的に検討していきます。

## セッション6：臨死介助協会とわが国の対応

- 報告： ブリギッテ・ターク（チューリヒ大学・教授）  
 只木 誠（中央大学・教授）  
 コメント： リアーネ・ヴェルナー（コンスタンツ大学・教授）  
 司会： 曲田 統（中央大学・教授）



ターク教授

人工呼吸器の取り外しや透析中止によって患者に死がもたらされた場合、積極的安楽死にあたるのではないかと自殺幫助が法的に許されていない日本では、患者の承諾があっても、違法な行為に当たるのではないかと問題となっています。このようななか、近時、日本人が自殺幫助が許容されているスイスにおもむき臨死介助協会で安楽死を遂げる例が現れ、同協会に加入する者も増えています。ドイツでは、同協会の規制を期して処罰規定が新たに設けられましたが、同規定への批判もまた存在し、議論が続いています。本セッションでは、ドイツ、スイスの議論を参照しつつ、その実態、問題点を検証し、あわせて、自殺幫助を禁止する法のもと、自己決定権への理解は深まっている反面、事前指示書の普及には至っていない日本におけるこの問題への対処の在り方について、医療関係者の意見もいれながら探っていきたいと思います。



ヴェルナー教授

最後に、松田 純先生（静岡大学・特任教授）、横田 裕行先生に（日本医科大学・教授）に、法学者そして医療者の立場から、それぞれ、「総括」としてお話をいただきます。

医学と法学は大学で教えられた最古の学問のうちの2つとして、長い歴史があります。共に非常に高い専門性と実践を要求される学術分野として発展してきましたが、ともすると、相関性を持たない両極的分野という印象を持たれがちであったかと思えます。このシンポジウムは、その2つの学問が、人間の生命と尊厳の在り方について、究極の重いテーマを前に、理解しあい、議論を戦わせ、手を携えていかなければならないことをあらためて確認する場となるでしょう。ご参加をお待ちしております。

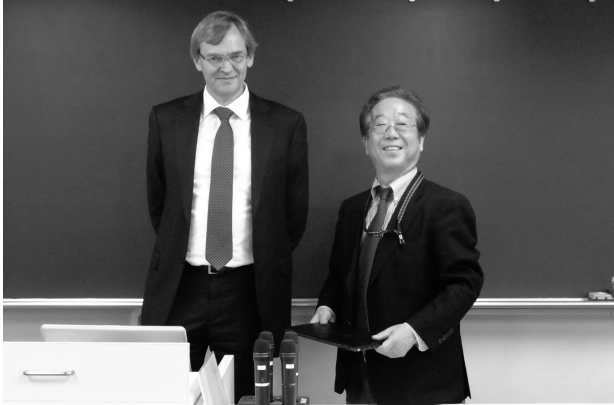
（日本比較法研究所 所員 只木 誠）



# ドイツ弁護士法研究の進捗状況 —その現状と課題—

客員研究所員 森 勇

## 1. これまでの経緯の概要



2012年開催のフォーラムにて。ヘンスラー教授と筆者

私のドイツ弁護士法との関わり合いは、2000年に「日本弁護士連合会編・21世紀弁護士論（有斐閣・2000）」に寄稿した「ドイツ弁護士法の新たな展開」に始まった。その後いくつかのドイツ弁護士法に関する論考・翻訳を比較法雑誌や中央ロージャーナルに掲載していただいたが、研究の進捗に転機をもたらしたのは、ケルン大学法学部労働法・経済法研究所教授弁護士法研究所の共同代表でもあるマーティン・ヘンスラー（Dr. Martin Henssler）氏をお迎えして、2012年11月10日に開催した日本比較法研究所主催のフォーラム「職業法としての弁護士法の現在問題」である。「現在の日本の状況は10年前のドイツと同じようである」質疑・討論の際、ヘンスラー教授はこういわれた。私の感覚からするとこの「10年」というのはかなりのお世辞である。いずれにしても、リーガルサービス市場はますます拡大の一途をたどる中で、弁護士職業法の改革が急務であることを切実に感じさせられた。（一部からのお叱りをあえて覚悟で申し上げれば、）弁護士は必ずしもそれに対応する必要を感じていない。そのことから、新たなリーガルマーケットに対応する弁護士職業法の改革にもさして関心がない。わが国の弁護士職業法は、ドイツ水準からするとかなり後れをとっている。こうした状況を打破する契機を生むには、先行するドイツ法の状況を発信し続けることが手取り早い。

そこで、まず第一弾として、2014年10月18日に、日本比較法研究所主催のもと日本弁護士連合会との共催でシンポジウム「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」を開催した。テーマは、「専門弁護士制度」と「団体内（企業内）弁護士」である。

そして2017年4月8日には、日本比較法研究所主催のもと同じく日本弁護士連合会と共催でシンポジウム「日独弁護士職業法シンポジウム—弁護士の独立と利益相反の禁止」を開催させていただいた。これらフォーラムやシンポジウムは、その成果として以下の3冊の本をもたらした。

1. 森勇／米津孝司編「ドイツ弁護士法と労働法の現在」（2014）
2. 森勇編著「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」（2015）
3. 森勇編著「弁護士の基本的義務」（2018）

※すべてがドイツ弁護士法にかかわるものではないが、わけても戦前におけるドイツ弁護士の法の発展への寄与、そしてまたドイツ法学の日本における軌跡を追うことができるのが下記の訳書である。この機会に紹介させていただこう。

ヘルムート・ハインリッヒ他著（森勇監訳）「ユダヤ出自のドイツ法律家」（2012）（いずれも日本比較法研究所叢書として中央大学出版部から刊行）

これらフォーラムやセミナーの間に、ドイツの専門家を招き、日本弁護士連合会との共催で開催したセミナーの成果も上記の書籍に収められている。

僥倖というべきは、2014年から、当初は「弁護士業務の専門化」、現在はその名称を「弁護士と弁護士法の現在問題」とする日本比較法研究所の共同研究グループとしての活動が認められたことである。このグループの設立を契機に多くの学外の研究者を「客員・嘱託研究員」として迎えることができたことにより、研究活動の生産性が著しく高められた。さらに、2015年からは、「変貌するリーガル・マーケットとドイツ弁護士職業法—我が国弁護士職業法の未来図—」、さらに2018年度からは「ドイツ弁護士職業法と憲法秩序—わが国弁護士職業法を支える憲法的価値」をテーマとする研究が日本学術振興会の助成事業として採択され、財政的基盤の一部を支えてくれている。

## 2. 近時における活動の概況

1) 2018年度のメインイベントは、なんとといっても、ケルン大学准教授、クリスティアン・デッケンブロック（Dr. Christian Deckenbrock）氏をお招きして開催した二つのセミナーである。

一つは、日本スポーツ法学会との共催にかかる「スポーツ法専門弁護士に求められる資質」であ



中央がデッケンブロック氏

り、もう一つは、日本弁護士連合会との共催にかかる「ドイツおよびEUにおける弁護士社団法の動向」である。その概要はすでに、本ニューズレター56号で報告させていただいており、またその講演内容は、比較法雑誌53巻2号に掲載されることになっているのでそこにゆずることとするが、そこには、スポーツ選手が優越的地位を持つスポーツ団体との戦いに呻吟する姿を彷彿とさせるものがあつた。セミナーでは、そもそもドイツの専門弁護士には高いクオリティーが求められていることに対し、驚きの様子もかいまみられたのが印象的であつた。「スポーツ法専門弁護士」のいわゆる必修科目は、わが国で「スポーツ法専門弁護士」と自称する際に備えるべきものとおおよそは同じであろうから、わが国でそれを欠く者が「スポーツ法弁護士」と自称することは、競争法（不正競争防止法）上の問題となろう。基調報告には、「プレイヤーの視点も併せて」という副題をつけさせていただいた理由は、デッケンブロック氏自身の資質に関係する。実のところ、同氏は、かつてはフィールドホッケーの選手として活躍し、現在では、国際フィールドホッケー連盟が開催する2018年度の男子ワールドカップのテクニカル・リプレゼンティブ、つまりは審判団長を務め、また8月にわが国で行われるオリンピックに向けてのテストマッチでも同様の職責を果たすこととなっており、2020年のオリンピックでも同様の役割を果たすと思われるスポーツ関係者である。こうしたバックグラウンドを持つ法曹を養成できる環境をわが国でも整えるべきであろう。ちなみに、国際オリンピック委員会会長のトーマス・バッハ (Dr. Thomas Bach) 氏も法律家であることはあまり知られていなさそうである。後者の弁護士社団は、およそわが国では意識すらされていない分野である。近日中に比較法雑誌に掲載される講演の内容を、ざっとで結構であるから是非一読願いたい。「明日の日本の課題。」著名な弁護士がコメントされた。単独弁護士から業務共同への潮流が激しさを増す中、ドイツでは、株式会社の法形式を用いて、業務共同、しかも異業種間業務共同、つまりはワンストップサービスが行われている。

こうした選択肢をどうやって弁護士という職業と調和させていくかが今問われており、その大前提としては、守秘義務・証言拒絶権の人的範囲が問われているのが現在である。またイングランド・ウェールズに端を発し、オーストラリアでは株式会社市場への上場がなされるようなABS (Alternative Business Structure) つまりは外部資本の弁護士社団への参加を論じるには、そもそもそれに対応できる弁護士社団の組成を論じないわけにはいかない。「ドイツやEUの話聞いてなんになる。」といった者がいたとか。わが国弁護士社団法が、いかにその「後進性」を誇っているか。それすら認識しない、あるいはできない弁護士に、明るい未来はなかろう。

2)(a)2019年度について、まずは、招待を受けてほぼ毎年参加しているドイツ弁護士大会 (Deutscher Anwaltstag) について報告しよう。この大会は、弁護士の監督機能を持つ強制加入団体である連邦弁護士会 (Bundesanwaltskammer) とともにドイツ弁護士界を牽引し、弁護士の利益擁護団体と位置づけてよいドイツ弁護士協会 (Deutscher Anwaltsverein) が長きにわたり主催してきたものであり、この大会での決議を通じて、第1次世界大戦後弁護士が苦境にあつた時代に提案された弁護士認可の定員制 (Numerus Klausus) を阻止したことは、よく知られている。

今年の大会は、ライブテレビで開催された。テーマは「法治国家」であつた。「弁護士は、法治国家の要 (かなめ)」である。もちろんこの大会での講演やフォーラムすべてがこのテーマにダイレクトに切り結んだものではなく、たとえばガバナンスコードの問題点といったテーマのフォーラムも開催される。この中で私にとり特に有益であるのは、私の研究をドイツ側から支えてくれているケルン大学弁護士法研究所の教授マティアス・キリアン (Dr. Matthias Kilian) 氏の年次報告である。ヨーロッパ全体からすると出遅れた感はあるが、弁護士の認可に関して女性が男性をわずかに上回ったことは、時代の流れを感じさせられたが、例えばAIを用いたリーガルサービスの認可 (ドイツでは、一部弁護士 (社団) ではなくとも、認可を前提に一定のリーガルサービスを提供できる) や弁護士による弁護士紹介に際しての謝礼解禁などについて、改正議論がなされている等々である。この大会は、弁護士にとり重要なドイツの現在の法状況をうかがうことができるよい機会である。英語の同時通訳がついたり、英語で行われるセミナーもあるので、一度参加してみたいかであろうか。

(b)来る10月1日火曜日に、中央大学駿河台記念館で開催を予定しているセミナーのテーマは「弁護士の損害賠償責任訴訟」である。弁護士は今、依頼者ばかりではなく相手方などからも賠償を求められる事態が生じる時代となった。基調講演には、ドイツの民事刑事最上級裁判所である連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof=BGH) の判事、マークス・ゲーライン (Dr. Markus Gehrlein) 氏に



ゲーライン判事

お願いした。氏はドイツの弁護士賠償責任訴訟の上告審を担当する裁判官である。よい意味でも悪い意味でもその「先進」国であるドイツの現状を、訴訟法の観点も交えて論じていただく予定である。「専門化責任」に取り組まれる民法学者の諸兄姉にとっても関心対象であろう。是非ご参加いただき活発な意見交換をお願いしたいところである。すでに日本比較法研究所のホームページに開催情報が公開されており、講演内容の概要を説明したフライヤーをリンクさせてあるので、そちらをご参照いただきたい。ここではゲーライン氏のプロフィールを示しておこう。氏は、連邦通常裁判所の民事第9法廷に所属している。この部の主管は倒産事件であり、氏はいわば倒産判例が生み出される源の位置にいる人物である。加えて同氏は、医事法の専門家としても広く知られ、マンハイム大学名誉教授として同大学で教鞭を執っている。弁護士に限らず広く専門家の責任に関する著書・編書、倒産法そして倒産法に関する著書・編書は枚挙にいとまがない。かてて加えて、同氏は民事訴訟法理論にも造詣が深く、ケルン大学教授ハンス・プリュッティング (Dr. Hanns Prütting) 氏との共編にかかる大部の民事訴訟法コンメンタールは、日本でもよく知られている。

### マークス・ゲーライン判事公開セミナー

テーマ：弁護士損害賠償訴訟の現状と課題

日時：2019年10月1日(火) 18:00~20:00

場所：駿河台記念館 430号室

詳細は日本比較法研究所ウェブサイトをご覧ください

### 3. 現在の課題

最後に現在の課題に簡単に触れておこう。まず今何に取り組んでいるか。その意味での現在の課題は、憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) の裁判例を中心とした弁護士職業法に関するドイツ判例の分析である。ケルン大学弁護士法研究所の支援の下、どうにか60件程度まで絞り上げた。研究協力いただいている諸兄姉とともに、当該判例が成立するまでのいきさつないしは問題点と当該判例がもたらした新たな法状態を判例評論の形でまとめ上げたいと考えて、作業を進めているが、やはりその膨大さに足下がすくむ。

もう一つの課題は、悩みそのものである。箱を開けてみたら、中核的な判例だけでも上記のように多い。背後に控え、あるいは参照すべき裁判例を加えてみると気が遠くなりそうである。ヘンスラー氏に、判例を抽出した後のプロジェクトをお話したところ、「10年はかかるな」とにっこりされたときには、背筋が寒くなった。卓越の諸兄姉が協力してくださってはいるが、やはりドイツ弁護士法研究の輪をさらに広げていかなくは、その広い歩幅でスピードを上げつつ進んでいるドイツ弁護士職業法の展開について行くことすらままならない。ドイツ法離れが進んでいることと相まって、近時よくいわれる「人手不足」に悩んでいるのは経済界・産業界だけではない。この独白をもって私の報告を閉じることしよう。

## 新刊図書ご紹介

研究叢書117 小杉末吉 著 『ロシアータタルスターン権限区分条約論』

[2019年3月22日刊行、定価：本体5,100円]

研究叢書118 椎橋隆幸 著 『刑事手続における犯罪被害者の法的地位』

[2019年3月26日刊行、定価：本体4,500円]

翻訳叢書82 エリック・ヒルゲンドルフ 著・高橋直哉 訳 『医事刑法入門：学習と実務』

[2019年2月28日刊行、定価：本体3,100円]

翻訳叢書83 ピエール＝イヴ・モンジャール著・西海真樹・兼頭ゆみ子 訳

『欧州連合・基本権・日欧関係：ピエール＝イヴ・モンジャール教授講演集』

[2019年3月5日刊行、定価：本体1,600円]



## 新任所員紹介

新たに3名の先生方を所員にお迎えしました。



**梶田 幸雄** (かじた ゆきお)

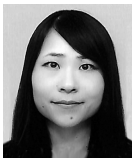
博士(法学)(中央大学)。麗澤大学外国語学部教授を経て2019年4月より法学部教授。専門は国際私法、国際商事仲裁。



**佐藤 修一郎**

(さとう しゅういちろう)

修士(法学)(中央大学)。Diplome d'Etudes Supérieures d'Université (Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille)。東洋大学法学部教授を経て2019年4月より理工学部教授。専門は公法学。



**中村 真利子** (なかむら まりこ)

博士(法学)(中央大学)。首都大学東京法学部助教を経て2019年4月より国際情報学部准教授。専門は刑事法。

## 最近の講演会

▽熊 琦副教授(ユウ キ副教授) 武漢大学  
1月31日(木)「中国刑法的正当防卫中の法益衡量問題」

▽Prof. Dr. Hans-Heinrich Trute (ハンス-ハイน์リッヒ・トルーテ教授) ハンブルク大学  
2月25日(月)「研究不正とその結果 実務の経験と判例の要請」

▽Prof. Dr. Arndt Sinn (アルントウ・ジン教授) オスナブリュック大学

3月23日(土)「ダークネットにおける犯罪捜査」、3月26日(火)「EU及びドイツにおけるサイバー犯罪捜査」



▽Assistant Prof. Yaron Nili (ヤロン・ニリ助教授) ウィスコンシン大学

4月12日(金)「水平結合的兼任取締役の問題点」

▽Prof. Dr. Frank Saliger (フランク・ザリガー教授) ミュンヘン大学

4月18日(木)「業としての自殺促進活動に対する刑罰規定の問題」

▽Prof. Richard Marcus (リチャード・マーカス教授) カリフォルニア大学ヘイスティングズ法科大学院



5月20日(月)「集合的救済の比較法的発展」

▽Prof. David Bosco (ダヴィッド・ボスコ教授) エクス・マルセイユ大学

6月3日(月)「コーポレート・ガバナンス：カルロス・ゴーンの場合」

▽區 欽潔弁護士(オウ キムキット弁護士) バード&バード ATMD 法律事務所

6月22日(土)「シンガポールにおける新たな決済サービス法の制定：比較法的視点」

▽Assistant Prof. Jakub M. Lukaszewicz (ヤコブ・ウカシェビッチ助教授) ジェシュフ大学

6月27日(木)「両親の法的責任：ポーランド、イギリス、中国」

▽呂 艶濱教授(ロ エンヒン教授) 中国社会科学院法学研究所

7月5日(金)「中国における情報公開制度の運用について」



## 今年度の外国人研究者招聘

▽7月1日から7日まで

呂 艶濱 教授(ロ エンヒン教授)

中国社会科学院法学研究所。専門は行政法、情報法。

▽9月13日~22日まで

Prof. Evert Verhulp (エーベルト・フェアフルブ教授) アムステルダム大学ロースクール、ジンツハイマー研究所。専門は労働法。

▽9月23日~10月14日まで

Prof. Dr. Liane Wörner (リアーネ・ヴェルナー教授) コンスタンツ大学。専門は刑法。

▽9月27日~10月13日まで

Prof. Dr. Karsten Gaede (カーステン・ゲーデ教授) ブツェリウス・ロースクール。専門は刑法、刑事訴訟法。

▽10月4日~13日まで

Prof. Dr. Gunnar Duttge (グンナー・デュトゲ教授) ゲッティンゲン大学。専門は刑法。

▽10月予定

Associate Prof. Yip Man (イップ・マン准教授)

シンガポール経営大学ロースクール。専門は国際私法、IT法。

▽2020年3月予定

Assistant Dean. John Riccardi

(ジョン・リカルディ教授)

ボストン大学ロースクール。専門は社会保障法、知的財産法。

## 2019年度の研究体制について

### ◇メンバー

名誉研究所員 19名、研究所員 103名

客員研究所員 12名、嘱託研究所員 245名

### ◇共同研究グループ

1「米国刑事法の動向の研究」(堤 和通) / 2「犯罪学・被害者学の比較研究」(四方 光) / 3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻 剛) / 4「法とコンピュータ」(津野 義堂) / 5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(丸山 秀平) / 6「英米の近時の刑事立法の研究」(中野目 善則) / 7「ドイツ刑事判例研究」(曲田 統) / 8「紛争解決の手続法的課題」(二羽 和彦) / 9「現代議会制の比較法的研究」(佐藤 信行) / 10「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉 貴士) / 11「家族の現代的変容と家族法」(野澤 紀雅) / 12「金融取引に関する比較法的研究」(伊藤 壽英) / 13「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原 紀彦) / 14「アメリカ統一商事法典(UCC)研究」(伊藤 壽英) / 15「労使関係の現代的展開と労働法」(唐津 博) / 16「「権利」をめぐる法理論」(松原 光宏) / 17「法オントロジーの研究」(津野 義堂) / 18「21世紀におけるコーポレート＝ガバナンスの在り方」(丸山 秀平) / 19「少年法制の比較法的研究」(柳川 重規) / 20「国際法過程の研究」(宮野 洋一) / 21「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋 仁) / 22「生命倫理と法」(只木 誠) / 23「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川 重規) / 24「日中公法の比較研究」(通山 昭治) / 25「多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究」(遠藤 研一郎) / 26「弁護士と弁護士法の現在問題」(小林 学) / 27「英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究」(佐藤 信行) / 28「日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究」(佐藤 信行) / 29「高等教育に関する法と制度の比較研究」(早田 幸政) / 30「オーストリア共和国法の比較法的研究」(鈴木 博人) / 31「知的財産と情報に関する比較法的研究」(堀江 亜以子) / 32

「アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究」(伊藤 壽英) / 33「サイバーセキュリティに関する研究」(中野目 善則) / 34「消費者契約法の比較法的研究」(宮下 修一) / 35「スペイン語圏法と日本法の比較研究」(目賀田 周一郎) / 36「会社法制のグローバル展開に関する比較法的研究」(三浦 治) / 37「比較行政法研究の歴史的分析と方法」(亘理 格) / 38「ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究」(滝沢 誠) / 39「国際関係法(私法系)の基本問題の研究」(檜崎 みどり) / 40「東南アジア諸国の刑法学の研究」(曲田 統) / 41「コモンウェルスにおける法と社会に関する研究」(山田 八千子)

## 日本比較法研究所 研究基金 募金のお願い

この募金は、本研究所の研究活動を支援するために創設された「日本比較法研究所研究基金」の充実をはかることを目的として設置されました。寄付金を納入された方は「比較法雑誌誌友」としてお名前を登録させていただきます。寄付金額は1口3万円(毎会計年度お振り込み)です。

ご寄付をいただいた皆様には、学校法人中央大学より寄付金領収書及び免税証明書(特定公益増進法人証明書)が送付されます。また、本研究所が発行する当該年度の機関紙『比較法雑誌』及び叢書若干冊の送付のほか、本研究所が主催するシンポジウム等のご案内をいたします。

当研究所の事業・活動について、ご理解とご賛同をいただき、ご支援賜りますよう切にお願い申し上げます。募金方法については、日本比較法研究所事務室までご連絡ください。専用の振込用紙をお送りいたします。また、ウェブサイトの「日本比較法研究所研究基金」のページにインターネットによる募金の案内を掲載しております。

(右のQRコードからアクセスしていただけます)

なお、現在「誌友」の先生方には、継続寄付のお願いをお送りしております。引き続き暖かいご支援をお願い申し上げます。



## 編集後記

本号では、この10月に開催される生命倫理と弁護士法のふたつのシンポジウムを特集しました。いずれも、当研究所の共同研究を核に、長期にわたって研究を深められてきたもので、既に比較法雑誌や叢

書などで、多くの成果を発表しておられますが、その最新のものを伺える機会となっています。プログラムには、中央大学創立125周年のシンポジウムや、学術シンポジウムにお迎えした先生方のお名前があるのを嬉しく拝見しました。次号には開催報告を掲載します。ご期待ください。(佐藤記)